

新型コロナウイルス感染が 疑われる場合の本人の行動フロー（第3版）

- A. **発熱等の風邪症状（体調不良）**がある場合・・・・・・・・・・・・・・・・P.1へ
- B. **濃厚接触者に特定**された場合・・・・・・・・・・・・・・・・P.2へ
- C. **接触者**になった場合・・・・・・・・・・・・・・・・P.3へ
- D. **同居者が「体調不良」**または**「濃厚接触者に特定」**された場合・・・P.4へ

【備考】

※フロー中の「対応部局」とは、以下を指す。
《学 生》エリア支援室学生担当、担任、指導教員
《教職員》所属長、所属部署の総務担当

※黄色箇所は自宅待機

A 発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合

登校・出勤せずに自宅待機 ☆対応部局へ報告

①「かかりつけ医」 ②「受診・相談センター（保健所）」
の順に電話で相談

PCR検査等が必要と判断された

☆対応部局へ報告

PCR検査等受検

PCR検査等の結果が判明

☆検査結果にかかわらず、対応部局へ報告

検査結果が陽性

☆保健所からの指示内
容を対応部局へ報告

検査結果が陰性

体調に留意して
通常の生活に戻る

PCR検査等が不要と判断された

保健所及び医師の指示に従って療養し、
体調に留意して通常の生活に戻る

<報告内容>

- ① 検査を受ける理由
- ② 検査結果
- ③ 検査実施日時
- ④ 検査結果判明日時
- ⑤ 受診医療機関
- ⑥ 症状の有無/発症日
- ⑦ 最終入構日
- ⑧ 連絡のあった保健所

<参考>

茨城県以外の受診・相談センターの連絡先一覧はこちら
[新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・
相談センターの連絡先（厚生労働省HP）](#)

B 濃厚接触者に特定された場合

登校・出勤せずに自宅待機 ☆対応部局へ報告

PCR検査等を受検しない

陽性者との最終接触日の翌日から起算して
7日間自宅待機（※）

自宅待機中に症状が現れた場合
医療機関を受診

A（体調不良）のフローへ

健康に異常なし
通常生活に戻る

PCR検査等を受検する

検査結果が陰性

陽性者との最終接触日の
翌日から起算して7日間
自宅待機（※）後、体調に
留意して通常的生活に戻る

検査結果が陽性

☆保健所からの指示内容を
対応部局へ報告

<報告内容>

- ① 検査を受ける理由
- ② 検査結果（判明している場合）
- ③ 検査実施日時
- ④ 検査結果判明日時
- ⑤ 受診医療機関
- ⑥ 症状の有無/発症日
- ⑦ 最終入構日
- ⑧ 連絡のあった保健所
- ⑨ 濃厚接触者に特定された日
- ⑩ 陽性者との最終接触日

（※）陽性者と同居している者の待機期間について
「陽性者の発症日」又は「陽性者の発症等により住居内で感染対策を
講じた日」のいずれか遅い方の翌日から起算して7日間とする。

C

接触者※になった場合

(※「濃厚接触者」には該当しないが、陽性者との接触があった場合)

陽性者との**最終接触日の翌日から起算して**
7日間健康観察（自宅待機の必要なし）
複数人での会食など感染リスクが高まる行動は控える

健康観察期間中に**症状が現れた場合**、
医療機関を受診

A（体調不良）のフローへ

健康に異常なし
通常生活に戻る

D 同居者が「体調不良」または「濃厚接触者に特定」された場合

健康観察（自宅待機の必要なし）を行う
複数人での会食など感染リスクが高まる行動は控える

同居者が**体調不良**
（PCR検査等を受検）

同居者が**濃厚接触者に特定**

同居者の
検査結果が**陰性**

同居者の
検査結果が**陽性**

同居者が
PCR検査を**受検する**

同居者が
PCR検査を**受検しない**

同居者の
検査結果が**陽性**

同居者の
検査結果が**陰性**

体調に留意して
通常生活に戻る

B（濃厚接触者）のフローへ

同居者の待機期間終了まで、**健康観察を継続**する。
（自宅待機の必要なし）
体調に留意して通常の生活に戻る